

本冊子の発行と活用について

いじめの問題は子どもの人権に関わる大きな問題であり、その対応は学校における最重要課題の一つとなっております。本県ではこれまでも「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」という認識のもと、いじめの防止等のための対策の充実を図り、子どもたちが安心、安全に過ごせる環境づくりに努めてまいりました。

平成29年3月に、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことを踏まえ、本県においても、いじめの防止等のための対策を一層推進するため、同年10月に「青森県いじめ防止基本方針」を改定しました。この改定において学校が実施すべき取組としては、いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図ることや、いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定めること、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、いじめ防止のための取組の改善を図ること等を新たに示しました。

本冊子は、県の基本方針の改定を受けて、新たに示された事項やいじめ早期発見の手立て、いじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示したものであり、各学校が活用することでいじめ防止対策のより一層の推進を図ることを目的としております。

各学校におかれましては、本冊子を熟読され、いじめの問題に関して日々の教育活動や校内研修等で共通理解を図るとともに、本冊子で示したいじめの未然防止、早期発見及び適切な事案対処のポイント等を踏まえ、家庭・地域・関係機関等と連携、協働しつつ、学校の実情に応じて工夫をしながら、いじめ防止等の対策の充実に努めていただくようお願いします。そして、すべての児童生徒が笑顔で生き生きと目を輝かせながら学校生活を送ることができるよう願っております。

最後になりますが、作成委員の方々をはじめ、関係各位の御苦勞に対し心から敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

青森県教育庁

学校教育課長 長 内 修 吾

